

を審議!



桜川市議会 議員定数条例

否決

【提案理由】

現行では「廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書」に「26人」とある。議員定数条例を定めることは、我々の責務であり、議員定数の法定数は、「26人」であるが、効率的な行財政の運営と桜川市の将来を考慮し、「20人」とする。

【投票の結果】

投票総数 44 票

賛成 9 票、反対 35 票

よって、本案は「否決」されました。

反対です 議員定数は、合併協議会で区長会、商工会、学識経験者、女性会、執行部、議会議員の代表39名が二十数回にわたり会議を行い、熟慮した結果を各議会に諮って、満場一致で26名に決定した。議会の代表者として協議会に参加し、自分が決めて賛同したことを、1年もしないうちに「桜川市民の声」に言われたから20名にするのか。議員は、もう少し見識と信念を持っていただきたい。

賛成です 26名は自治法の議員定数上限である。多すぎるという意見は合併前からあり、現在、15万から20万人規模の自治体でも、議員数は30名前後。人口も財政規模も少ないわけだから、20名は民意の反映を考えると根拠がある。

反対です 合併前にそれぞれの議会で十分に議論して、26名の定数を決めた。議会の決定を尊重すべき。定数削減は、新しい議会が誕生したときに、提案、論議して、慎重に考えて決める事項ではないか。

賛成です 市財政が年々厳しい状況に置かれることが想定され、さらなる行財政のスリム化と財源の有効かつ効果的な運用が不可欠。議員みずからが率先してその範を示すべきであり、市民もそのことを求めている。また、合併しなかった市町村も、定数削減の動きが活発になっている。

反対です 26名は、地方自治法で定められた人口2万人以上5万人未満の議員数であり、2万人なら多すぎるが、桜川市は人口上限に近く問題ないと思う。また、一回も決めた定数で選挙を実施しないで、多すぎるという根拠は一体何か。さらに、初めての選挙は、3地区の議員が偏りなく出ることがよいと思う。

賛成です 合併協議会に最初から最後まで参加し、定数と任期の話し合いの中で、新しい桜川市議会ができたなら、もう一度話し合いをしようという共通認識だった。本当に財政厳しい大変な市だと思う。議員みずから襟を正し、執行部が襟を正していくしか明日の桜川市はない。

- 可決 桜川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 可決 桜川市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例
- 可決 桜川市真壁「ミニティーセンター」指定管理者：第104区酒寄
- 可決 桜川市真壁「ミニティーセンター」指定管理者：第114区白井
- 可決 桜川市真壁農村交流センター指定管理者：真壁町直売組合
- 可決 桜川市真壁特産品直売所指定管理者：真壁町直売組合
- 適任 篠原 晟氏 大國 五
- 適任 雨谷 優氏 友部
- 適任 仙波藤浩氏 犬田
- 適任 渡邊忠雄氏 鎌田
- 承認 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 承認 平成17年度桜川市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 承認 平成17年度桜川市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 承認 平成17年度桜川市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書(第3号)
- 承認 平成17年度桜川市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 承認 平成17年度桜川市一般会計補正予算(第3号)
- 承認 平成17年度桜川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 承認 桜川市住宅管理条例の一部を改正する条例
- 承認 桜川市税条例の一部を改正する条例
- 承認 専決処分の承認を求めることについて

